

ご趣旨まことにござつと申します。法人化というのはおそろしく賤田法人ということだと思ひます。現在小金井市が五十一年を目標に賤田法人化というものを計画してあります。それと港区が現在法人化して、賤田法人港区体育協会というふうになつてあります。その根拠といたしまして民法の規定なと思ひますけれども、長所というのはやはり体育協会が正規の法人になつた場合には、法律行為が嚴格にできるといふことで民間の任意のものよりも世間の信用力とか信頼感が非常に高まるのではないかと申すと思ひます。そうしますと資金を募つたり、会費を募集したりいたしました非常に賤源がいますまでも、確保できるということと、それとともにそこに組織というものに人員が配置されまして、その専従の人が社会体育の具体的な活動の方向に入つていけるのではないかと申すわけです。ということとは結局社会体育の振興ということにいろいろな面があります。振興のプランとか企画、立案というものは市行政の立場だと思ひます。ところがその実行のほうの段階でやはり体育協会とか体育指導員——指導員さんはプランナーとして入ります。が企画、立案も入りますけれども——そういうふうなものがやはり体育協会でも今後やていくというような

要するに行政と体育協会というものの組織というのはそういう性格だと思ひます。ただ法人化は非常にけつこいですが、やはり社会教育の立場からいいますと体育協会を市のほうで法人化してはいけない、というのは先ほど市長の答弁にもありました。がなかなかないものですが、ご趣旨はよくわかりますので体育協会と十分検討して今後そういうふうに進めるように役員さん方と検討して進めていきたいと思ひます。

以上簡単ですが答弁といたします。

○経済課長(森田進君) 自席からお許しをいただきました。ご質問の第三点にございました中の緑化について市長の答弁を補足してお答え申し上げます。

まず緑化の基本的な考え方について一応申し上げます。

文化都市の要件という形で最近「緑と水と太陽」といふことは非常に大きく叫ばれているのが現状でございます。そういう中で年々減少をみているのが緑であろうと考えます。緑の環境保全上の効果に及びましては、いまさら私が申し上げるまでもなく、大気汚染の浄化であるとかあるいは潤いのある生活の確保、ひいては人間性の回復、そう

いうことと水、太陽と合わせて無限の効果があるというふうに考えてあります。福生市においてもご案内のように非常に市街化が進みまして緑の減少というものに著しいものがあるわけでございます。市民生活の上で環境保全対策としての緑の保全あるいは推進は行政の中で年々その高まりをもつていくのが現状でございます。このような現状の中で去る二月に市の緑地保全要綱を条例化したしまして、現在その事務を進めているという段階でございますが、この制度につきましては農耕地それから平地林という限られた範囲での保全であり、今後すべての緑の保全あるいは推進と合わせてやっていく必要があらうと考えております。早急に条例化をもつて具体化していきたいというような形で現在検討を進めておるのが現状でございます。

条例の骨子についてはまず緑というものについて五つに大別できると思われます。まず第一といたしましては山林の緑、その次には農耕地の緑、住宅の緑それから工場の緑と公共施設の緑、その五つに分けることができると思っております。それからこれを保全、推進する方法としては、まず緑の保全の問題、それから緑の推進の問題、市民の緑に対する一

種の啓蒙、この三つを柱として強化することが必要であらうと考えております。山林の緑と農耕地の緑については保全という形が適切であらうと思いますが主体的には権利者の意識の問題でございます。農耕地については過日一応制度をつくりましたがあの制度は必ずしも抜本的な制度ではございません。やはり農耕地を保全してもらうためにはそれなりの生産性の高い、効率性のある農業に切り替えてもらう必要があると考えております。山林については生産性というものが要求できないものでございますので、こういうものについては条例化の中で金銭的な面の助成というものをより一層強化する必要があると考えております。それから住宅地の緑あるいは工場の緑については保全と推進と二つが考えられておりますが、これもやはり主体性を持つものはそこに住んでいる市民であり経営者であるということ、まず緑に対する啓蒙運動を強力に推進して、そういう中で年間をとおして緑に適した時期に緑化推進週間あるいは旬間というものを設けまして、市内にございます緑化団体とも連携をとりながら苗木の供給であるとか草花の種を配布するとかいうものを行っていく必要があるかと考えております。

それから公共施設の緑につきましては市の施設についてはやはり機能
をそこなわない範囲での緑化というものを十分考えていかなければならな
いと思います。その他の都市あるいは国の施設につきましてはやはり市の
緑化推進計画にのっとっていただくよう協力を呼びかけながら緑化を
図っていくということになると思います。

それからいたしましたも市民に対する緑の啓蒙、緑化に対する意識
の高揚がきめ手であろうと思います。条例の中ではやはり市としての
責務あるいは市民としての協力というふうなものを明らかにしながら市民
ぐるみの組織というものをつくりまして、その中で緑化運動を進めていく
必要があろうということでもそういうふうな骨子をもとに条例を制定した
わけです。

それからご指摘をいただきました市民一人当たりに対する緑の^{基準}
でございますが、これについては特別に定義されたものはございません。
ただ先ほど都市計画課長のほうからお話がありましたとおり、
環境保全面から都市計画法あるいは区画整理法の中で公園の
面積、いわゆるオープンスペースにつきましては^{基準}がございます。

その^{基準}と申しますのは区域に住んでいる住民一人当たり三平方メートル
あるいはその区域面積の三％というものが一応最低線でございます。福生
市にそういうものを当てはめまして、将来人口六万と仮定をした場合には
最低十八万平方メートルから二十一万平方メートル二十一ヘクタールでござい
ますが、その程度の公園は必要であろうと考えております。

それから次に公共施設に対する植樹の計画でございしますが、これにつ
いては水道資産を除きました各施設については、計画を集約いたしまし
て一応現在私ども経済課のほうで担当しております。そこで大体予算
に基いた植樹を行なうというのが現状でございます。しかしながら実
際問題といたしましては、植樹についても——植樹の時期等もあいま
して、四十八年度に ついてもこれから植樹をするというものも多分にあいま
す。そういうものを含めまして現在各施設から要望がきているものが
大体六百五十本ございます。非常に種類も多いわけですが、こういう
問題については年間の予算の範囲内でできるだけ早い機会に植樹を
いたしまして緑化を図るべくように考えております。

それから四十八年度の事業でございしますが、緑化に伴います事

業でございまして、二三年前から行なっております出生児に対する記念樹の配布、これについては大体九百本くらいを予定しております。もうすでに上半期については終わっております。下半期についても四月に入りまして早々に配布する予定でございまして、それから保育園児に対する苗木の配布、これは大体二百五十本ほど計画しております。この保育園児あるいは出生児に対して配布する樹木は、もくせい、という中の中木も配っております。すでにこれは行なうたわけでございまして、成人式で鉢植の「つつじ」を三百本成人者に配りました。

先ほど申しあげました六百五十本の公共施設に対する植樹計画の内容でございしますが、まず公園に対する植樹計画については八十本、小・中学校関係では四百三十六本、それから市民体育館三十四本。できただけ早くということがご希望でございまして、それに応ずるような形で緑化を進めていきたいと考えております。

以上非常に雑ばくでございしますが、ご答弁といたします。

○環境保全課長（八木房雄君） 自席からお許しをいただきまして先ほどの市長の答弁の補足説明をさせていただきます。

横田基地から離着陸するジェット機の大気汚染のうち浮遊物質の関係でございしますが、ご質問のありましたことは非常に市民の健康に重要な問題でございまして、私もも常時関心を持ってあるわけでございしますが、この測定につきましては残念ながら測定器がございまして、できないという状態でございしますが、幸い市役所の屋上に本年四月から稼働し始める東京都の測定器によりまして、これらが測定されるわけでございまして、その測定の関係につきましては、五ヶ機械がございまして二酸化イオン、窒素酸化物、一酸化炭素、オキシサニ粉じん、風速、これらが常時はなれることになっております。したがって、これらはほかたものはテレメーターによりまして東京都のコントロールセンターにまいりまして、そこから逆に福生市にございまして、同事通報受信機に送られてくるわけでございまして、横田基地の関係につきましては先日も公害局とも相談したわけでございしますが、この辺では測定器を操置してあるところが、現在青梅と立川でございしますが、福生市にでき、それから瑞穂、東大和の五ヶ所によりますれば横田基地のジェット機に関する粉じん、亜硫酸ガスとか一酸化炭素関係も十分観

測りきるのじやないかと考えております。四月から稼働しますれば十分東京都と連絡をとりまして調査したいと考えております。

なお福生市におきまして現在できるものは自動車による一酸化炭素の測定でございます。昨年の九月と本年の一月実施したわけでござ

います。が、埼玉銀行前では、環境基準が二〇PPMの環境基準でございますが、これが六、四八PPM。それから内出の十字路の場合

にはこれは一月に実施したわけでございしますが六、七PPMというふうな状態でございしますので、だいぶ基準より下がっておりますので関

係はないという公害局のお話でございます。いずれにいたしましても非常に公害関係は重要でございしますので東京都の公害局と十分連絡をとって今後やうまいりたいというふうに考えております。

はなはだ雑ばくな説明でございますが市長の補足説明とさせておたきます。

○十九番（大野行夫君） 自席から再質問いたします。

一、三、一のことでございますが、現在のままですと、計画がありていくという結論的な答弁ですけれども、その中でまず施行する

福生市議会

場合に市施行なのか都施行なのか、どちらかということが一点。

現在これから先何年かかるとある工事を続けていくのか現在のところではお先まつ暗な市の財政ではないかと思ひますが、その中で仮に

あの沿線に、あの計画道路の中心点を利用してこれからどのような建物が建つかかわらないが仮にそのような場合に、それに対して

現在のガソリン、スタンドのような結果でこれを終わらせていいものかどうか、承知でそれを黙認するのかどうかという問題にならうございます。

けれども、都施行か市施行かの件と、いまのそのような建物が建った場合の、今後の考え方についての関係を一、三、一ではお願ひしたいと思ひます。

同時に一、三、一が出てまいりました二、二、一にまたそこで五五線の横断という二、二、一の問題がからんできますけれども、ただいまの環境係

全課長の公害関係の答弁ですと、現在のところではそれで済みますけれども、これが広がって熊川の自動屋さんの所で二、二、一の工事が完了することになりますと、奥多摩街道の通行量というものがいまの倍にならうかと思ひます。それと同時に二、二、七の立体

交差が完成しますと、そこを通る自動車量というものが相当ふえてくると思いますけれどもそれに対する考え方と、それからただいま都市計画課長のご説明にありましたように各道路が完成され、また熊川の南から秋川市の小川に抜ける橋ができた場合の交通量というものを考えますと、今後この狭い七、〇三平方料という市の中を縦横に基盤の目のような幹線道路で、市の中が自動車と埋まってくるのではないかと思います。先ほど述べられた施政方針は、そういうことをそのまま考えられて方針を出されたのかどうか総合的に考えて、いまの私の再質問と合せてご答弁願います。

○市長（石川常太郎君） 先ほども申し上げたように、この決定が国と東京都と関係市町村、と申しますと青梅とか、羽村とかが全部寄りまして協議の結果決定されたものでございますので、ただいま福生市だけこれを変更するとかしないとかということは申せないわけでございますので、現時点で基本的には変更できないということと言わざるを得ないということをお願い申し上げます。しかしながらただいまご指摘のように二、三あるいは二、四また二、二、二これらが当然一、三、一

よりも先行すると思ひます。当然それらのほうが先行すると思ひます。そういう場合に交通量の問題、公害の問題がどういふふうな変化をもたらすかというのが一つの結論になろうかと思ひます。そういう将来の発生すべき状況によりまして、その時点で考えていくべきものだろうと、ただいまのところでは考えているわけでございます。また現在これを施行するならばどうして市の力では施行はできません。財政的に都施行でお願いするようしようがないということでございます。また順序を申し上げましたけれども、都が一、三、一を早くやりたいと言った場合にはもちろん順序は狂うてございましょうし、その段階にあつたまた協議をすべきものだろうと思ひます。そのように考える次第でございます。

車の公害は、かなり施行期間が長いわけでございますから順次道路かひきあがり、あるいは計画の段階にあつて十分考慮していくべき問題と考えております。

○都市計画課長（浅見裕康君） 第一点の計画線の中の土地利用の関係でどういふ形で行政指導するかというふうなご質問でござい

が、現在の法規に照らし合せて私権の制約ということはその範囲以外には強制的にもできないという事で、口頭では極力事業に支障のない形で土地利用をしていただきたいということと申し上げておきます。基本的には先ほども触れましたように法律の規制の範囲内での行政指導をしていくということでございます。結果的には土地利用は、それにひつかからないいわゆる木造住宅とか鉄骨の住宅などというものは、やはり建築許可を出さなければならぬという現況になります。できる限りご協力をいただくとおっしゃるための努力はしてまいりたいと思っておりますが、再三繰り返して申し上げたいんですが、そういう行政法規での行政指導をするということになると思っております。

(「新しい幹線道路をつくる場合の植樹はどうなのか」と、グリーンベルトの設置についてどう考えているのか」という二つの答弁がないんですかと呼ぶ者あり。)

○都市計画課長(浅見裕康君) 答弁漏らしまして非常に申しわけありません。幹線の道路、これは当然都市計画道路も指していると思っております。現在の幅員構成からいたしまして大抵十六メートルでございます。

したがいましてこれに緑地部分、いわゆる植樹的なスペースをとるということは現実的には不可能でございます。街路樹を植えるという程度以外にはできないと思っております。したがいまして公害第一義的には都市計画決定をされております道路を設計変更するというような観念に立ちますと、最低二十五、六メートルくらいは必要かと思っております。これは現実的問題として、現在計画されております道路に面している方々の土地利用といたしたものを含めまして、これをさらに拡張した計画で実現するといつことは非常に至難のわざであるというふうに考えております。いづれにいたしましても、現在計画しております道路については街路樹を植えるという程度におさめざるを得ない、極力そこへせまを植えるなり何らかの方法はとれると思っております。現計画の幅員は大抵さういふ形の構成をしないという事でございまして、それから後グリーンベルトの関係でございますが、ご質問の趣旨を私は道路に関連いたします。いわゆる緑地的なものを設置する考えがあるかどうかという二質問かと思っております。一応ご答弁申し上げます。先ほど申しました幹線道路の計画に含めまして考えます。

と、やはり幅員構成といったものも考慮いたしまして、自転車道とか多角的な道路の利用というものを念頭においた計画をしなくちゃならない、これらをさらに理想に近づける意味での幅員構成を考えますと、三五メートルくらいの道路はどうしても最低必要ではないかと思ひます。現在東京都あるいは国で計画してあります、ある意味の基準的な道路づくりというのは大体五〇メートル以上になっております。その中へ車道、歩道、植樹を含めた緑地的なもので、その外にさらに歩道それから一般民家、いわゆる自動車公害を極力そういうものでシャットアウトしていくような計画のもとに今後計画されます幹線道路をそういった基準を盛り込んだもので計画されてあります。したがって福生市自体の考え方といたしましては、やはり国あるいは都施行に基づきます、都市計画路につきましては、そういったものを極力実現していただくような方向で今後関係官庁と協議の節には、そういうものを念頭に置きながらこれから運動をしていきたいと思ひてあります。

大体基本的な考え方あるいは今後実現すべき道路、そういう

ったものとのにらみ合わせからしますればごく抽象的な答弁で恐縮でございますが、この辺でご勘弁いただきたく思います。

○十九番（大野行夫君） もう一回よくいきます。

いままで市長ならびに各課長から项目的にいろいろと答弁があらうました中で、特に道路網について今後この計画でいきますと、わずか七、〇三平米料の中で福生市全体に基盤の目のような幹線道路かひき上がるというのが現実の姿になさるるわけですが、その中できよう、市長がされた施政方針演説はその将来を考えての方針であると思ひます。というのは「単年度、単年度の計画ではだめなんです、これから長期計画を持っていきたい」ということをはっきりと述べられてありますので、先ほど述べた各幹線道路の基盤の目のようになるというようにことを考えての施政方針ではないかと思ひますので、そうであるのかということも答弁願ひたいという質問をしたんです。ちよつと答弁はできぬものじゃないかと思ひますので、今会

期中にご答弁願ひます。（笑声）

○市長（石川常太郎君） 主として都市計画道路に関することと思ひます。

けれども先ほど申し上げましたように、福生市だけでどうにもならない問題でございいますし、私がたゞいま変更すると申してもよそで言うことを聞かなければだめでございいますし、道路建設等については今後の問題でございまして、きょう変えるとか変えないとかいうことはできないわけでございます。都市計画道路につきましては……もちろん公害とかガスというような問題はどちらにおきましても将来ますますなくなればいけない問題でございいますから、もちろん将来なるべく少なくしたいという考え方には変わりはないわけでございまして、そこに道路ができれば矛盾があるじゃないかということにならなければ、確かにそうとありでございいます。しかしながら私が本日道路建設をよしますということは申せないわけでございいますので、現実においては、このことは申し上げてあるわけでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

○十九番（大野行夫君） 勘違いしているようですが、私は道路の建設を全部やめろということとは言っていないんです。市長は先ほど「一、三、一については現況とありやります。今後において変えることはあるかもしれないけれども、

福生市議会

とも現況ではそのとありやりますし……私はそれをやめろとは言っていないんです。けつこうなんですから、そうなった場合、きょうの施政方針演説とは少し違ってくるんじゃないかということをお願いするわけです。

○市長（石川常太郎君） 道路も将来のことを考えてつくったわけでございいます。ガスのほうもなくなるとはいけなないと相矛盾するものがやはり西方の面からあるということでございます。確かにそういうことはどの市でもあつてそういうことだと思ひます。福生市だけじゃないと思ひます。自動車のほうも公害の少ない自動車をつつていくようになるわけでございいますし、各方面から関連のある問題と思ひますので、私たちもご趣旨を尊重いたします。進むというご答弁をさせていたきたいと思います。

（休憩と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君） 暫時休憩いたします。

午後一時五十八分 休憩

午後二時二分 開議

○議長(石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長(石川常太郎君) 自席からお許しをいただきます。

ご質問を誤解をいたしました大野議員さんにご迷惑をかりました全員の議員さんにご迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

今後あらゆる道路につきましても公害ということになるべく出さないということも前提にいたしまして、すやてを処理いたすつもりでございますので、そのようにご理解を賜わりたいと思う次第でございます。

○十九番(大野行夫君) 私の質問とはだいぶ問題が離れてありますけれども、通告した時間が終わりますので、質問に対する答弁が非常に不明瞭で不十分でございますが、この辺で私の一般質問を終わります。

○議長(石川信義君) 以上で一般質問を終わります。

○議長(石川信義君) 次に日程第五報告第二号専決処分承認を求めることについて(仮称福生市立福生第三中学校防音併行工事契約)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福生市議会

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 報告第二号専決処分の承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本件は福生市立福生第三中学校の防音併行工事につきまして議会を招集するいとまがないと認めまして、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づきまして専決処分をした次第でございます。

その内容でございますが、専決処分書の写しが添付してございます。仮称福生市立福生第三中学校防音併行工事契約について、名称が仮称福生市立福生第三中学校防音併行工事でございます。規模構造といたしましては、防音二重窓構造及び換気設備延床面積として三千三百三十五、七八五平方メートル、契約方法は本体工事を竹中工務店で実施をいたしておりますので、それとの関連上随意契約といたした次第でございます。契約金額が五千七万三千円、工期を本年の三月十七日から三月三十日までと定めております。なお契約の相手方は株式会社竹中工務店東京支店の代表者として取締役支店長の土方義之さんというところでございます。